



日本開闢由來

二卷

遠13
2478
2



門 2473
瑞 2
卷 2

日本國開闢由來記卷二

指漏漁者 編

第二 經津主武甕槌の二神より君臨の地を定む

平國の廣を授幽冥を退て保護となる

天照大御神ハ天上の高天の原不在一々。邇乎此の豊葦原の中つ國のなるを
殘賊強暴横悪神ありて。平治を爲す。と知りぬ。八十諸神を集て問う。ぬ
る。吾葦原の中國の邪鬼を撥平をめん。と欲が。誰ぞ遣て宜くんと。と。つれば
命答て。天穗日命ハ傑とれ。試小遣され。然らん昔ぞ申られ。天穗日命
とこの地小降。さまひ。一。くも。大已貴命の威勢強く。一。容易順化。べし
ふ。先其心で執ん。爲小表。媚徒。三年に及ぬ。とも。ふ。

卷二

報聞申さるる。再その子大背飯三熊の大人を遣てられを問ひあはせ
ひぐ。其父の深計あるを聴き、暫そは意を従て。これもまた報聞申さる
し。其父天穗日命の遠く慮あること知られども。報命あきせしむがごと
し。再天稚彦を遣されし。自ら天稚彦の頭國
玉の女子下照姫を娶てし。汚心を起し。自己の葦原の中國を取んと思
て。八年を經きども。遂に復命申さるる。故に無名雉といふ賤き者を遣
し。天稚彦これと察し。射殺する。崇禍
あり。天稚彦の高津鳥の歿し。卒に身亡ふ。高天が原に高皇
產靈尊に諸神を召會て葦原の中の國へ遣し。たまたま者を選
まひしに。磐裂根裂の神は子。磐筒男。磐筒女が生る。經津主神と

佳うんと申て。此經津主の神を降ぎに議定する時。天の石窟に住る
神。稜威の雄走の神の子。瓊速日の神。瓊速日の神は子。燿速日神。燿速日
神の子。武甕槌の神といひ。進出。豈唯經津主の神の獨丈夫ありて。
吾の丈夫あり。さるやと。辞氣慷慨し。然に俱不行。此武甕
槌の神を經津主の神に配て。葦原の中國に遣し。これを平し。二神は
天上より。大己貴命の都。出雲の國。五十田狹の地に
降到。小汀に十握劍を抜て倒し。植す。その鋒端に踞る。大國主
命を問て曰く。高皇產靈の勅あり。皇孫を降し。此地に君臨し。吾
んと欲めす。先我等二神を遣し。驅除平定し。汝如何
速に避奉り。國を獻らんとす。や否と問へ。大國主神對て吾

速小避奉んとおのれども。吾子等の異心あり如何せん。故小まが
吾子小問と後小將報申んと。子等を召しに。其子事代主神ハ
出雲の国ある三穂の寄小魚と釣んと。遊行けよ。熊野の諸手船
と。今房總の浦より魚を束て来る船の數多の水手の船を操が如
く。舟小稻背脛といふを乗て使者と。高皇産の勅を事代主
の神小致し。詳小事此由と告させよ。事代主の神使者小對て。
今天つ神のこれ借問の勅といふ。背奉べき。我父君も必速小避奉べし。
吾の素より違奉意あり。速小八重の蒼柴垣の草舎と海島小造せ
く。栖遲を地と定て。速小避奉んと。使者小答るに。正統の大義の違
を。うらむの道と以て。巴が身小先之を行て。父を諫め。避讓去て速

小正理小伏し。父を不義小陷し。あざりし。其徳の至るりのり使者還
來て。これ有し。命を報命申せし。大國主神ハ使者の辭と以て。
二神小白ていふ。我怙し。子ざれ。既小避去奉ぬる。吾のいふ
背奉るべき。はと我子小建御名方の神といふあり。これ小由と
白さず。妨とならん。と申す間りなく。其建御名方の神ハ千引の
大石を手端小刺舉て。來る。二神小向く。誰ぞや。吾國小未て忍く。小
如此物言ど。察小吾父を謾て。吾國と奪んと欲するべし。吾かく
在る。いふ。あれを許ん。いふ。力競せんといふ。手を出し。武甕槌
の神との手と取。若葦を技が如く。搯批と投離けよ。勝難く。思ひ
けん。即小逃去と。追驅め。迫る。科野の國ハ洲羽の海不到。拘收刺

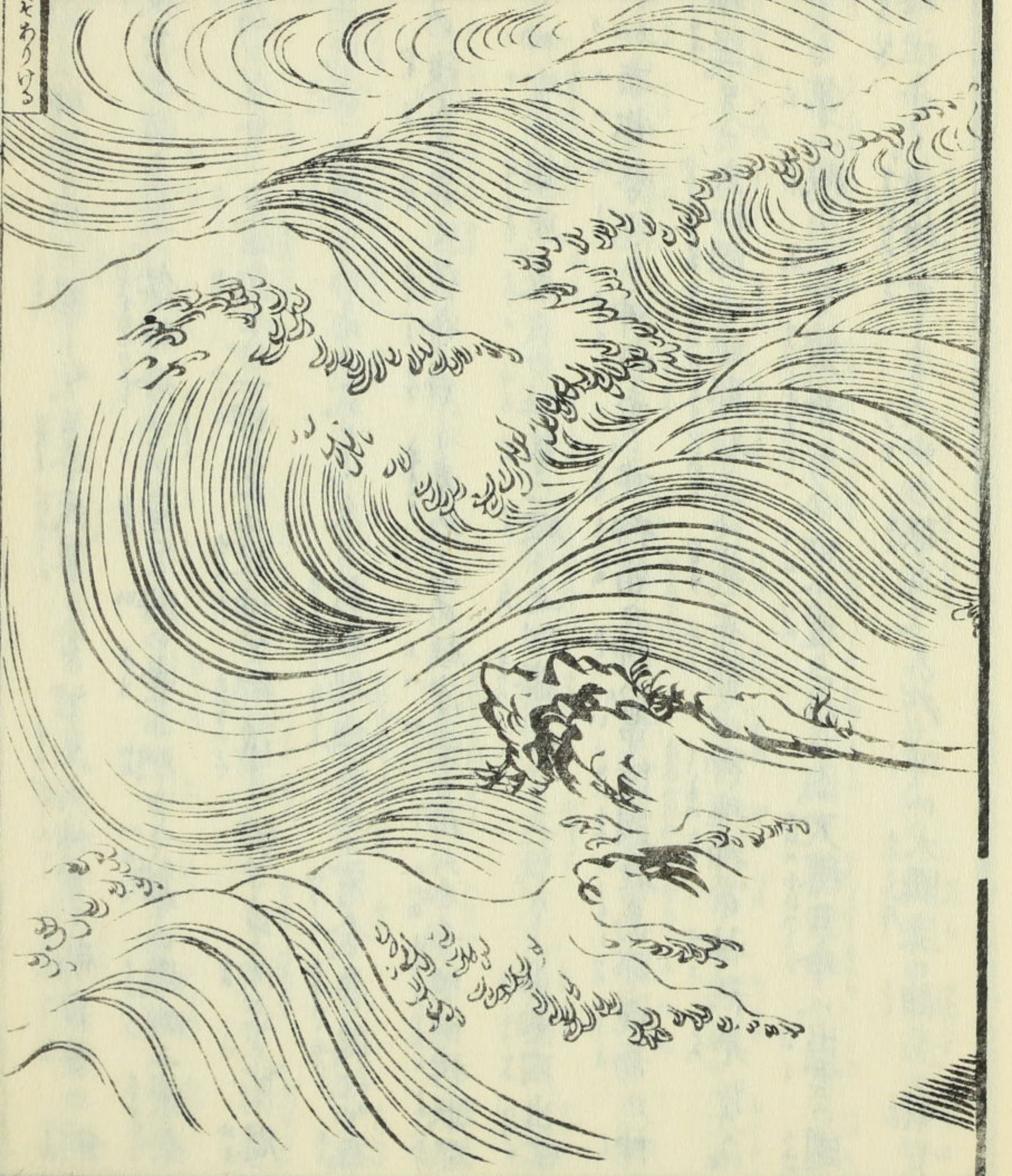
出雲別神門郡の六社
 大己貴神と祭國造代
 神代りこれ司り日本紀
 小高皇產靈尊勅大己
 貴神曰王汝祭若天穗
 日命是よりとあり此
 穗日命の後裔と以て國
 造と定るひここの國造
 本紀出雲國造場磐朝
 以天穗日命十一世孫宇迦
 都久怒定國造と云々
 其子孫連綿と今國造
 不傳り今世の國造の家
 の残る此國造と紀伊國
 のいづこ國造その名のり
 との世ふらこころ古昔の
 の國造京より神壽
 詞を奏しと史記儀式
 統日本紀等云々云々
 大社の祭は毎年十月朔日
 より十七日までなり其祭の
 儀は海若の神の奉る
 費して書紀神代卷に



出雲國大社祭禮の
 龍蛇神の海より上る處

花所隆春

其時を遠く海より龍蛇
 の濱上り來り其時此
 湯を海面俄小沖のささ
 小舟の舟出さる如く波舟
 なるも風起て打す
 る浪のれり汀より來り
 社を定盤の亦書明方
 言ふ神庭草花をボク
 漢名馬屋草花の海州
 を敷て汀にそのれ龍蛇神
 安くとれ登り蟻とより
 少の動くこと此の人の
 神代神代記に備大社の
 東來と記龍蛇神の真の
 多と載大國主神世の語
 本無天を其の事と神代
 比須き傳る記大社の圖
 といふは此書の附録に
 なはこと欲の詳の事
 祈言下衆も角以のり
 又皇のまの果圖のたそ
 なるは是を聴く我邦
 の神國を以て并ふたといふありける



古事記云
天孫
神皇正統記
出雲國造の家
は此の御子
なり

あまのひし時ふ。これと賜ふ。日本武尊と皇大神宮不獻。藪雲の劍
と受たむしむれ。倭姫命との矛と緋の囊納く。八尋の機殿。崇祭
たまひしなり。是ふ於る。二神の岐神と郷導となり。て天が下を周
流削平げ。命不逆ものあま。ことく斬戮歸順りの宥舍。普徳化と布
功成ての後天不昇て復命白奉ぬ。その經津主の神。今下總國楯取郡
楯取の神宮。鎮座。春日の社。第二殿。不之と齋くをす。出雲國出雲
郡。和加布都努志の神社あり。建御雷の神。常陸國鹿島郡鹿島の神
宮。鎮座。大和國山邊郡石上坐。布都の御魂神の神社。是なり。
春日より第一殿。不之と齋奉あり。初不遣され。天穗日命。出雲の國
造。遠祖。進雄命。六世の孫あり。その神の大國主の神。婿て

國造
野見宿禰
天孫
神皇正統記
出雲國造の家
は此の御子
なり

三年ふある身を復奏さる。忠誠より出ること。出雲の國造。神賀
詞。高天の神王。高御魂の皇御孫。命。天が下大島國を重。避奉。時。出雲
臣等。遠祖。天の穗日。命。國。躰。遣。時。天の八重雲。と。押。別。て。天。翔
國。翔。天の下。と。見。廻。る。反。事。申。上。て。畧。已。命。の。兒。天。夷。鳥。命。布。都。努。志。の
命。を。副。く。天。降。遣。て。荒。る。神。等。を。撥。平。け。國。作。一。大。神。を。婿。鎮。す。大。八
島國。現。事。頭。事。事。避。し。め。て。た。云。と。の。る。天。穗。日。命。の。功。績。ふ。より。て。大。己
貴。命。の。祭。祀。を。天。穗。日。命。小。主。と。ら。し。め。その。子。天。夷。鳥。命。を。下。し。て。これ。と。受。嗣
し。め。それ。より。世。の。國。造。ふ。の。る。中。で。朝廷。ふ。この。神。賀。詞。を。白。奉。あり。國。造
との。久。迹。都。久。里。の。久。里。の。約。の。幾。なる。を。同。音。の。古。子。轉。て。い。ひ。後。ふ。音。は
く。さ。う。と。い。ひ。と。俗。ふ。と。く。と。約。て。よ。ぶ。なり。か。ま。び。一。國。を。と。め。て

開治するを。久迹の都古とす。一縣を作治するを縣主とす。天が下を造治するを大國主とす。上古の稱あり。神武天皇の始。天が下を治する。一時。帰化奉るに従ふ治する。崇神天皇の御時。天穗日命十一世の孫。宇迦都久慈を國造。小定を命し。之を始として。成務天皇の御時。天が下を盡く。天子の御領となす。之を命し。國造。僅小其一所を賜て。神事。小の。預ること。なり。仁徳天皇の御世。小縣を郡として。郡司を置られ。即國造を郡司となす。文武天皇の御世。小の。外。神事。を兼行せし。れ。なるが。神事。小。こと。よ。せん。公事。を。關。こと。法。有。一。小。桓武天皇の御世。小國造。と。唯。神事。を。の。掌。て。郡司。と。別。あり。今の出雲國。ある。國造。ハ。往古。は。天穗日命の後裔。なり。大社の神事。を。司。り。せ。よ。其家。今。小。相續。して

断絶する。と。わ。き。わ。る。例。は。ま。異域。あり。た。き。と。あり。其。往昔。の。國造。縣主。を。かの。封縣。の。制。の。如。く。成務。天皇。の。御世。小。改革。する。ひ。一。唐土。小。秦。の。始。皇。の。建。る。郡縣。の。制度。小。似。たり。と。右。大將。賴朝。卿。を。日本。總。追。補。使。あり。たま。ひ。より。天下。小。諸侯。と。す。り。の。出來。て。往古。の。様。小。立。返。ぬ。る。よ。と。四方。の。警衛。全備。と。磐石。の。固。と。なり。ぬ。る。此。國土。を。擁護。せ。よ。小。神。の。幽計。小。由。り。の。あり。し。

三孫瓊々杵尊の降臨

木花開耶姬を嘲て靈威を産室小證す

爾に天照大神と。高皇產靈尊の命。小。より。て。天照。天神。の。御子。正勝。吾勝。速。日。天。忍。穗。耳。尊。小。詔。たま。り。今。葦原。の。中國。を。經。津。主。神。と。武甕槌。の。神。平。訖。ぬ。り。と。申。ふ。り。降。り。ま。ひ。く。知。し。め。せ。と。仰。り。けれ。ば。忍。穗。耳。命。答。た。り。ふ。

開治する。久迹の都古とす。一縣を作治するを縣主とす。天が下を造治
たるを大國主とす。上古の稱あり。神武天皇の始。天が下を治す。一
時あり。神武天皇の御時。天穗日命十一世の孫
宇迦都久慈を國造。小定とす。一を始とす。成務天皇の御時。天が下を
盡く天子の御領となす。一を國造。僅か其一所を賜て神事。小の預こと
なり。一を仁徳天皇の御世。小縣を郡とす。郡司を置られ。即國造を郡司
となす。一を文武天皇の御世。小郡司の外。小神事を兼行せしめ
し。一を神事。小こととす。公事を關とす。一を桓武天皇の御世。小國造
とす。一を唯神事。小の掌とす。郡司と別あり。今の出雲國。ある國造。往古は
天穗日命の後裔あり。大社の神事を司りし。其家今も相續して

断絶する。一をわき。わき。例。異域あり。一を其往昔の國造。縣主を
かの封縣の制の如く。成務天皇の御世。改革とす。一を唐土。秦の始皇の建
る郡縣の制度。不似とす。右大將。賴朝卿を日本總追補使とす。一を
より。天下。諸侯とす。一をの出來。往古の様。不立返。四方の警衛
全備とす。磐石の固とす。一を此國土を擁護。一を神の幽計。小由り。のあ。一を
神器。世間を照く。寶祚。天壤と與。一を窮なく

爾に天照大神と。高皇產靈尊の命。不より。天照大神の御子。正勝。吾勝。速
日。天忍穗耳尊。小詔。一を今葦原の中國。一を經津主神。一を武甕槌の神。平
詔。一を申。一を降。一を知。一をめ。一をせ。一をけ。一を忍穗耳命。一を

天照大神

かひてより其命降りて降ぐと装束する間の子の生出り。其名を天津日高彦火瓊瓊杵尊と稱す。此子と降ぐと白たし。此御子の高皇産靈尊の女栲幡千千姫の生さるる所をいふの稱ありて。抑この天上は高間が原と申す。高と云ふ蒼天をさうていふ稱原と云ふ廣平なる所をいふの稱ありて。これ則日輪世界あり。天照大御神へ天地と共にお無窮小。此高間原にお坐りて天地の間と照臨さす。御神あり。世界のゆるゆる國々此御靈と蒙らざる處あり。天地の限の大君主おまじり。世にお無上至尊といふは此大御神はゆるゆるける。是は於てよの瓊々杵尊降さるるべきに議定たり。天照大神より。天津日高彦火瓊々杵尊お八尺勾瓊と八咫鏡敷雲劍三種の寶物を賜ひ。殊にお御手にお寶鏡を持さしむ。此寶鏡を視んと當お吾を視るが如く。與お林と同行殿と共ありて吾御魂と爲。吾前と拜が如く齋祭と詔り。此三種の寶物

の中なる玉は是皇統系脈の天璽ありて。鏡と劍は萬世守護の神躰あり。天照大神は此土お降臨さるる。雖其御靈の鏡お坐り進雄命は世にお頭現さるる。雖御神は劍お止さる。故にお御鏡を伊勢にお天照大神と崇奉り。神劍を尾張にお熱田大神と齋祝く。永く國家の擁護とさるる。さるる神にお裂御魂と申して。祀奉る社毎にお御魂を裂て在さる。かの佛家にお分身とて佛の身と申す。裂て現出さる。せり。此裂御魂とほ。同くとも。凡人と雖。死後にお子孫の誠の意より。これを祭祀と云ふ。其死する祖宗の識神にお人主お託て。これを受ること。必有べきことなり。況や日此大神の皇嗣と祐護さる。おとら此御魂のゆるゆる此鏡と劍お止さる。此はさる。然るをさる。玉にお温潤仁惠の徳を表。鏡は清明正直の躰を表。劍は剛利智斷の行を表。此の如き皇天祖の授さる。おとら此神器の護と云ふ。

素より智を以て争べらば。カセ以て競へず。此唐土諸蕃の王種常く君臣の分正らざる類と。昔日を同らるる語づらんや。天照大神。此三種の寶物を授けらる。中臣の遠祖天兒屋命。忌部の遠祖太玉命。稚女が遠祖天鈿女命。鏡作の遠祖石凝姥命。王作の遠祖玉屋命。凡て五部の神を配侍し。復天兒屋命と。太玉命と。勅命らるる。汝等二神同く殿内不侍り。善防護とわれ。吾高天原不御めす。齋庭の稻穂を以て。吾兒不當御と。因て皇孫不勅。曰。葦原の千五百秋の瑞穂の國は。是吾子孫の王たるべき地なり。宜く爾皇孫就て治べ。行や寶祚の隆に當り。天壤と與ふ窮なきんりのごとく。是より。是より。此瑞々藝命の。此葦原の瑞穂國に降たまつんと。是は行装を整えり。大伴の連は遠祖天忍日命。久米の連の遠祖天津久米の命は神

も。天の石勒を取負ひ。頭椎の太刀を取佩。天の波士弓を取持。天の眞鹿兒の矢を手挾。御前ふま。仕奉り。已み。先驅者還り。曰く。一神あり。天の八達之衢に居り。是は鼻長七咫。背の長七尋餘あり。口尻明輝。眼は八咫の鏡の如く。眸子の絶然と。赤酸醬に似たりと。白み。徒の神を遣て問へ。皆其風采を憚り。誰何と問ふ。顧て天鈿女命を。汝は手弱女。あまも。目勝面勝て。彼を蔑視し。者あま。汝往く。問へ。勅られ。天鈿女命。疾もその御意を得。聊も臆。状態。衢の神乃前不往。いざ。其物乳を露。裳帯を臍の下。抑垂。いざ。畏懼氣色も。笑嚙て。立。け。衢の神。其潔清洒落。容止を視。速も。是は鈿女命。なる。を。知。問て。曰く。天の鈿女

汝が如此なるの何の故や。鈿女對て天照大神の御孫の行幸したまふ道
路ふかくして居者の誰なるぞ。吾の勅を奉。其名を問ひんが爲み來りありと
いひたれは。衢神對て。吾もそれ天照大神の御孫の葦原の中國へ降臨したまふこと
聴き。迎奉んが爲み此ふ待奉り。吾名はこれ猿田彦大神と稱す。天鈿女復問
て曰く。然らば汝先啓て行んや。將吾汝先啓て行んや。猿田彦對て。吾先啓行仕
まわらん。天鈿女復問て曰く。汝啓行て何の處に到んとす。皇孫の何處に到着た
まふべし。や。對て曰く。天神の御子の筑紫の日向の高千穂の穗觸の峯に到る
中ふ處。その後吾の伊勢の國なる狹長田五十鈴川上ふ到て待奉る。一
とぞ申ける。その後皇孫天の鈿女命詔たまはる。かの御前ふ仕奉る。猿田
彦の神を發願せしめ。汝をば。汝はこれを伊勢國へ送致。猿田彦が妻とあり。

其神の名を汝負て仕奉るとの事。ひい。あ。猿女等。これ猿田彦が名を
負て女を猿女といひ。其苗裔の男も女も互ふ稱呼て君といひ。天皇の電遇の
他。異なる所以なり。今の世に女御入内。御車の先乗る者。何れ。鈿女乃
命の故實ふよれ。士大夫の婚礼も。その遺風あり。これを桂女と呼く
輿の先導ふ。つら。いと山城國葛野郡桂里より出るとり。す。源氏物語
榮花物語など。阿麻我都といふも。代る偶人を用ひのむ。今に這子も。
ゆ。この例あるべし。す。桂女といひ。天鈿女を。目勝人ありといふ。目勝の義
あるべし。とら。それをさして。天鈿女命の猿田彦の大神と。同音して。詳すと
此意を得。還詰て。其報状を白あ。皇孫通々。藝命。天の磐坐を脱離
た。ち。天の弥重。棚雲を稜威。道別。天降る。猿田彦の神。乃。啓



狻田毘古神

天宇受賣命

日向國高千穂之穗觸嶺



登由宇氣神

伊斯許理度賣命

天兒屋命

神聖

八咫鏡

天照日命

日于昔能通藝命

草那藝命

私刀玉命

天津久米命

天_{あま}津_つ日_ひ子_こ番_{ばん}
 能_よ通_と邇_ろ藝_ぎ命_{のみこと}
 降_{くだり}臨_{りん}於_を筑_{つく}紫_{むら}
 日_ひ向_{むか}之_の高_{たか}千_ち
 穗_ほ穗_ほ觸_ふ嶺_の圖_ず

行の隨不筑紫の日向の高千穂の穂觸の峯不到まひたり。天の彌重棚雲といふ風の
まろく往來して。雨とやう雪とならう。まろ露霜とやう白雲ああらう。萬物の體も透り
人の呼吸とやう精粹氣あり。人のまの氣の中も住て此氣を知らばといふとも仰
ぎんまび青くと天上も充滿する。所謂蒼天の大氣もく進雄命の御歌も彌雲
起と詠するも。まれば氣のことあり。神に此氣も乘て虚空を往來せり。それ
より天鈿女命の様田彦の神を送て伊勢国度會郡五十鈴川上も止たり。まろくこの
高千穂の峯といふ。それとあがれた二處あやそいと紛らう。まろ今も高千
穂の峯といふ。日向風土記あり。如く白杵郡あるこれあり。和名抄も日向
國白杵郡知保郷あり。まろ日向國の北の極めて豊後國の塚も近し。其辺を今も
高千穂の莊といふ。まろ今も諸縣郡あり。霧島山といふ此山は日向國の

南の極めて。大隅國の塚あり。東西と分まろ。峯ニつたり。西も峯は大隅郡不属
で霧山とも霧島山ともいひ。東も峯は日向國諸縣郡西も大隅の國
贈於の郡あり。東も峯殊も高ろ。鉾の峯といふ頂も神代の逆矛と立り。
諸りのこれと拜む。語傳く云く伊那那岐。伊那那美命。天浮橋の上より霧島
海を見下る。島は如く。物あり。天の沼矛を以て檢探。その所も天降と
まひく。まろ逆し。まろ下し。まろ霧島山といふも。まろの由あり。まろ
まろ土人のいふ。まろの通々藝命の御古事。彼二柱の神の御事。不混傳。一傳。まろ
かれ。白杵郡あり。高千穂山も。諸縣郡あり。霧島山も。俱も古書も。之も現る。九
まろ書紀の。高千穂と。穂日二上といふ異山あり。高千穂は。白杵郡あり。まろ

穂日二上霧島山とするところあり二處とも其御跡といへばけきと風土記に白杵郡
なるて高千穂の二上の峯とあり二上も白杵郡なる方とさきこととるぞ又書紀にも
襲之高千穂の峯とゆる襲の大隅ある地の名も此の高千穂といふも霧島山の方と
あるときこれ然るおまの白杵郡なる高千穂山をも今時二上山といふをさきこと此も
中央の峯二ありて然りう登き山なりと國人語まう。まの二神明神といふも有り。
穂日村穂觸の嶽とゆう名も有りて然る名も有り後世に伝はるるも知ざりけ
るべ證と爲さけきと風土記にも二上の峰とあり。凡て風土記に正しく其国や
る古き傳説と記せらるるのありふ此白杵郡なるを記て霧島山の方を記さぬぞ
ありて。霧島山に非るが如くなきも古の風土記にもい。たの書記の釋ありて仙覺
が萬葉鈔等へ往く引つるのこを遺る。全き傳らされば其餘の書に霧島
山

山の事も記さるけんを彼書にもあり。それを引洩されたるもわづらひ知ざり。
霧島山の方も正しく峯二ありて二上より凡て古に二上山といふの皆峯二ある山
なり。その峯に登る。稻穂の粗を投散り。路の開晴あるといふこと。今現
在霧島山に遺る事も。風土記に白杵の郡なる條に記さる。まの神代の地
名も多く大隅薩摩あり。彼此を以て思ふ霧島山も必神代の舊跡と聞え
る。白杵の郡なるも古書にも多くさる。今も正しく高千穂といひて紛
なく信小直たり。さる地と聽ゆ。わづらひ。何ぞそれと一方に決さる。さる
と古人も疑ふこと。今彼に遊る。その説とさる。日向の高千穂の山に住民も
盡神の苗裔なると自いひ。他處より決りて嫁娶せば男女の風俗も大
小異り。今も白麻を衣服と爲。染色を用ひ。男は袖の初らき

日向國高千穂二上山の祭
 觸祭
 之の行装圖



華所隣者畫
 聯



日向國高千穂二上山の祭
 土俗鬼八祭すく鬼祭といふ
 毎年六月廿日十月廿日
 ことを行ふその行装は直先
 六尺棒と持するの數多左右列
 續く陣鐘を荷これと打鳴し
 その次小薙刀を携ふる者數十人
 の色も野服も袴も袴も袴の
 物と着脚絆ととた袴と
 かひてくひくひと
 神輿三躰その地比
 卿士麻上下と着西刀

帶。左右の警衛するあり。神前あり。
 拳が八つ谷九のつらひより鬼のまをり
 あらうだの里。とりふ歌を操返しうて
 をあま。すべのこと。いふも。古代の遺風
 ありて。殊勝ありとを。此土まをり。
 大なる農民あり。男女とも。小圃しる
 いくその衣服。同く。袖廣くして
 袂とあま。袴褶や。の物を着
 女の髪を左右へ分。角子小あり。
 裂る麻を以て。よ
 巻あ。四角ある櫛をさ
 男。他所へ行ことあま。必
 必刀をさ。これらのこと。
 まるく。神代の様の遺る
 りのるる。麻苧を多く
 作り。粟。稷。黍。蜀黍。甘藷
 などを作。常の食料とす
 とり。詳あること。其地の
 人小問。



穂觸の
 農民の
 圖

右
 藤原春作
 印

この農民の遺風をうけても
 神代の様の優美を思ふは

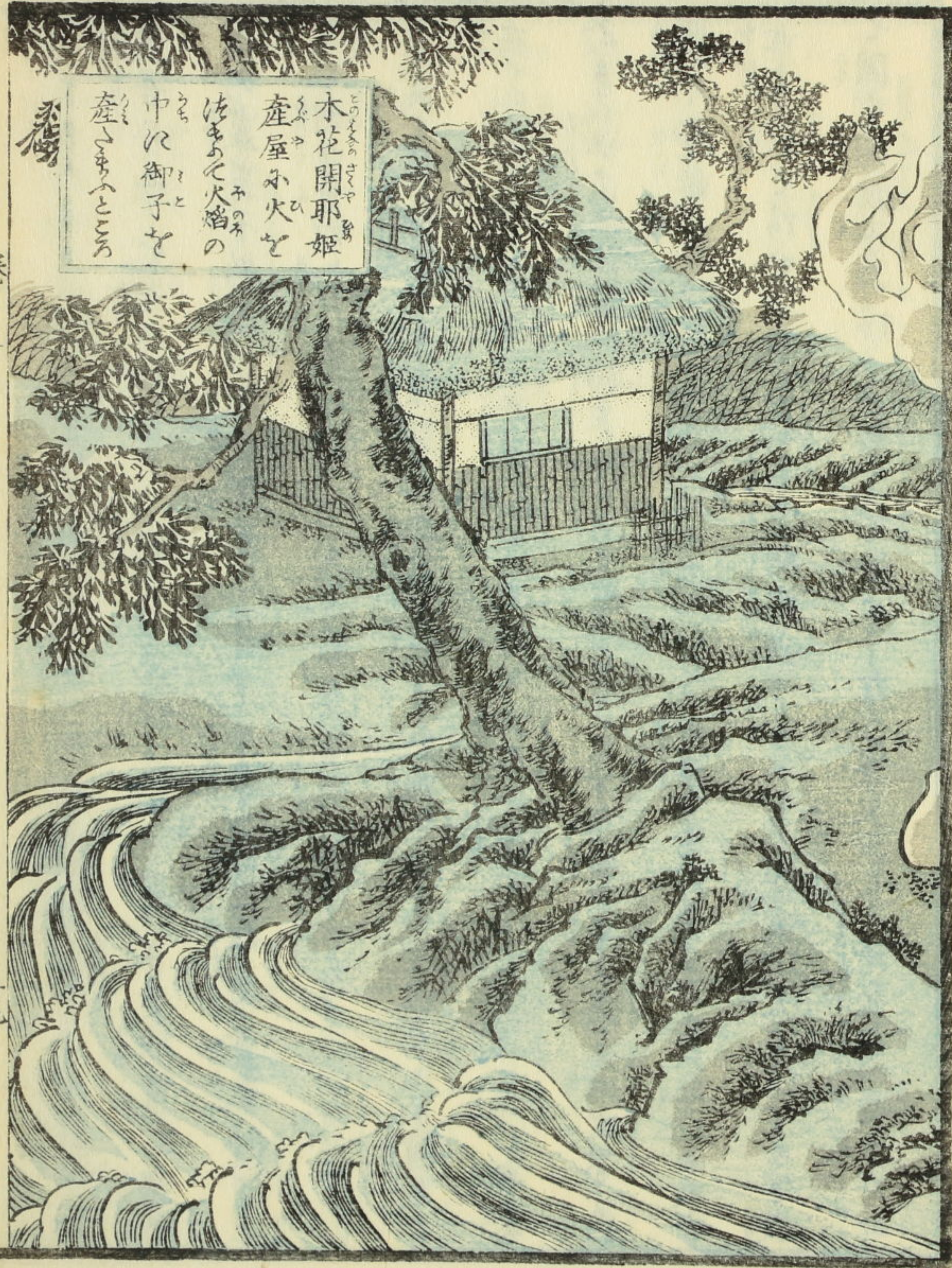
長袂が領するところ此國內も。何處も。皇孫の御意あ合ところ奉らんと
 申けむ。皇孫のこの長袂は。從く。宅地を撰び。其處に留住たむひたり。一日
 皇孫外に出さむひく。一人の美女子を見ま。其の美人の名を鹿葦津姫。その
 の名を木花の開耶姫といふ。皇孫の美人に逢たまひ。汝誰が子と問たまひ
 され。妻の大山祇神の女なりと對。皇孫ま問たまひ。吾汝を以て妻と為んと
 欲。汝が意いふむと。けむ。妻の大山祇神といふ父の在ぬれを。私にいふも
 申が。姉は磐長姫といふ。その名を。それを實く。已く。このひが。と
 對たり。去の木花開耶姫が父の在らぬ私に對。と辭。ま。姉を實て。嫁に
 と對する。婦女子の節操正く。且謙遜の徳を具。後皇孫の朝を聽て。産家小
 火を放。燄の中。御子を産む。勇断の漢上の甘小無。と。これ。婦女子の

龜鑑となくともきりあり。我邦よ。天孫降臨とまへざる以前より。かゝる傑出たる女子の生るも。全く此國土の他。最秀靈が致ところなり。皇大神の吾兒の王とるべき地と。豫てより定まひたる所以あり。今駿河國富士郡淺間の神社に奉祀とるの御神に。去れ木花開耶姬命。小まゝに。婦女子の尤尊崇奉ずべきものあり。木花開耶姬命。かく御對申せしに。よ。皇孫の大山祇神の許。女を得て妻とたまひし。よ。いひ遣さる。このむ。大山祇神。大又怡。百取の机代の物と。数多く取持。種々此物を具。今の嫁娶の聘奩好貨。たゞの如き贈物。持し奉。皇孫と此姉の甚凶醜。不見畏。之と返やせし。唯弟木花開耶姬と。たまひし。石長姫。大に慙憤。り。皇孫妾を。行たまひし。御

と。生るる御子の壽永。磐石の常磐。存が。な。今既。然らず。唯弟獨御たまひし。此生る御子。必木花の俄に遷轉移落。が如く。な。を。詛ける。乃磐長姫。二人の名。な。詛る。心の凶醜。其面。過ること。皇孫疾察。畏。天上。其壽限。と。雖瓊々藝命の御齡の極。長き。既。其壽の限。ある。去の地。一降臨。たまひし。千七百餘歳。を。過。能。御子。彦火。出見尊。五百八十。歳。鷓鴣草。不。合。尊。の。僅。百四十歳。の。天下。知。あ。ら。此。年。數。る。然。ら。され。二千七百四十餘歳。といふ。合。が。の。も。神代。の。事。此。年。の。數。今。あり。明。知。其。後。の。天皇。の。御。齡。の。長。の。範。圍。と。出。た。ま。は。し。漸。次。短。促。り。た。ま。ひ。し。

よの磐長姫が詛は由といひど。ゆで然るそのあへん。是乃天上と下界と
受得る身跡。自差等相違はる所以と。決して一婦人の御辰たる
詛は由のふれはるべ。されど婦人の心の偏僻する。咒詛の殃あること。古今
その例なきもあはれ。然るにこれこそも。後世の誠となすべしことなり。
さく木花開耶姫命を留まひく幸せり。一宿ありて有身まひく。
月累て將小産んとす。たまふべきこと近くなり。木花開耶姫再皇孫を見えて。
妾ハ天孫の御子を孕と。公も私も生べきを。身を奏と。けり。まを。
皇孫聽くまひく。いふ天神の子なりとも。一宿ありて娠あり。何んや。それハ
吾子ありあらざるべし。と朝喚ひまひけむ。木花開耶姫命ハ其の御辭を聽
て甚く慙ひ。將小産んとす。不臨く。遷ハ八尋殿と。狭小室屋を

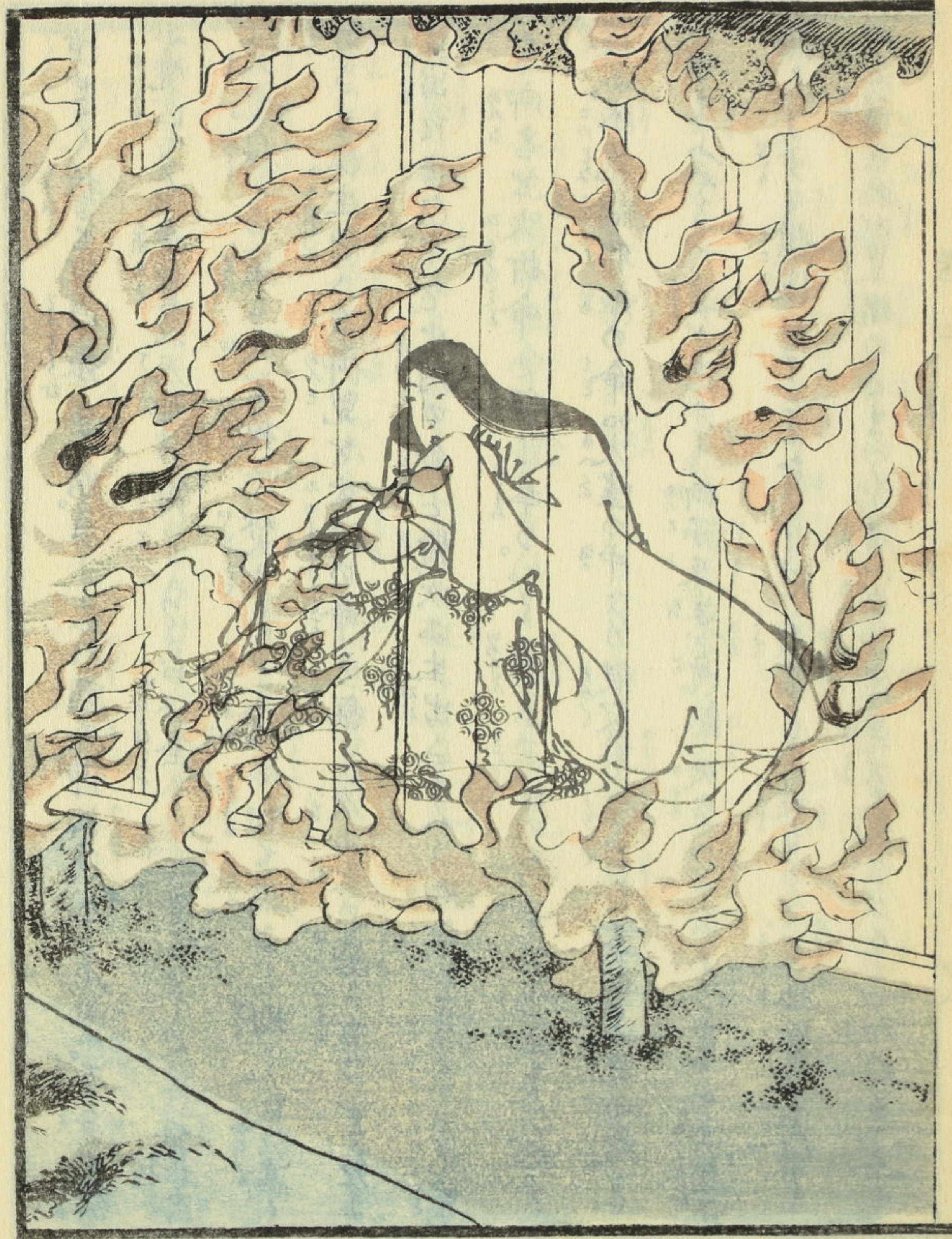
造せ。誓て曰。吾娘と名け。り。され國の神生子なり。吾身も俱
小焼にちん。是實ハ天神の御子なり。必全く生さるべし。といひて其内
へ入る。自らの室は火を放り。焚立する。火焰の初て燃ると。均く。初声高く
發さ。まひ生出する。御兒を火進の命と稱し。次ハ火の盛に燃る。少く
生出れ。まひを。火明の命と稱し。次ハ生出る。御兒を彦火々出見尊
又の御名を火折命と稱し。奉る。かく一産ハ三柱の御子を生さ。まひ終る
後ハ木花開耶姫の命ハ火燼の中より。縱容と立出たまひ。皇孫小對し。
のこま。あまの。妻が生り。御子及妻が身。火炎の中。あり。たが。其難ハ
罹らず。少も損傷はる。となく。三子とも健ある。皇孫鑿し。まひ
やと稱され。白皇孫のこま。吾ハ奉る。是吾兒あること。知ぬ。まひ。



木花開耶姫
産屋小火燈
佐よる火燈の
中の御子と
産くまへと
不傷

卷
二

十九



り一宿より有身する。疑りのもろくんと顧慮しあらず衆人をして
是吾子あしと。天の神はよく一宿あしと娘むむること。まは汝が吾は遇
ふの靈異不思議の威稜を見すこと。子等の倫は超る靈氣あること
ども。明は世に知しめんとなりや。前日の嘲辞はなせしやうとぞ答へまひ
る。天上日輪界の光耀は此の地界小在る。物を燬火とあれども。日輪界は
在る物を燬くこと。且此の如き光耀を四方小護し。下土を照りどの世界
も。必す此の世界の如き晝夜といふこともなく。一切の事をもく。此世界は
勝る。豊饒なる世界あるべし。天上小かゝる奇靈を此あること。此地の人も
大古の知てなす。ゆゑは。木花開耶姫の命。その産家は火を放とせを燬
て。国の神は子ふはく。さることを證せしなるべし。さて天津彦彦火瓊杵命

ら此日向國不在。御世を治すまふこと年久のやうが。此の地界小在る。天上
界の如く窮るる壽を保とる。ゆゑは。故は既小降臨。此地界の主となり
たはひぬまは。漸次は肉身の化は歸すまふ。以て老死の變と道すまふ。ゆゑ
は。終ふ崩御し。其御陵は日向國の埃山不在。錐太古の薩
摩大隅の國とも日向國といひふよう。此御陵は今の薩摩國頴娃郡小あり
とす。御子のうち兄火闌降命。かのづう海の幸あり。弟彦火々出見命。自
山の幸あり。ゆゑ時。兄火闌降命。試は幸を易んとし。その意は任て易
まひ。各其利を得。兄命これを悔。弟命の弓箭を返。己が釣をと
し。弟命は魚の爲。その釣を失ひ。尋覓まひ。たのけまひ。
止こと成得。別小新ある釣を作。與けまひ。兄命は昔を昔

受ずりて。その故の鉤を返す。と頗る責むる。弟命にこれと云ふ。ひ
たすひて。己が横刀を鍛く。新なる鉤を多く造らせ。箕一ツも盛て與へ
かども。兄命を不その我故鉤を。さるを忿て。多しといふも。受ずりて
益復急責ふ。彦火く出見命。深これと憂苦す。まひ鉤を失する。海畔に
行。躊躇て吟きたまひ。一時。滄海を。知者とする。の進雄命の靈威に
よると。今。薩摩國。穎娃郡。枚聞の神社。和多都。美明神と祭とする。の塩
土の公羽の教導。不從て。海神。豊王。彦小會て。赤女。ゴロより失する。鉤を得と
まひ。刺豊玉姫を娶て。海宮より歸す。まひ得とする。此鉤を。兄小授。兄命。不悔心
と起さめて。遂に服す。まひける。兄命。ハ遜退て。弟彦火々出見命。日嗣の位を
受す。まひく。世を治す。まひく。それ。妃豊玉姫の生す。まひ所の御子を。彦波瀲

武鷓鴣草。昔不合命と稱す。彦火く出見命。天の下を。知し。めす。と久くして
崩す。ぬ日向の高屋の山。北上の御陵。不葬奉る。まの御陵も。今ハ薩摩國
阿多郡と大隅國。肝属郡と。とも。不鷹屋郷といふ。にありて。高千穂の峯の。西の
方ハ大隅國。を。ま。此御陵ハ其二境の相接とする。不ある。と。い。彦波瀲
武鷓鴣草。昔不合命。ハ玉依姫と。妃と。たまひく。彦五瀬命。稻飯命。三毛
入野命。及神。日本磐余彦命。凡て。四男と。生せ。と。ま。御世。久くして。鷓鴣草。昔
不合命。ハ西州宮。不崩御。した。ま。日向國の吾平山の上の御陵。不葬奉る。と
ま。今ハ大隅國。始羅郡の山と。なる。此三御代の間。不漸。幽頭。分界。し。く。
幽冥。不。在。す。と。これ。隱身の神と。世間。不。在。と。する。の。顕露。たる。人と。漸。不。その
界と。分。く。神。ハ。必。幽冥。不。在。し。く。人。不。見。す。ま。と。深く。隠て。國土と。擁護。する。不

ことこれのとなりて。自神と人との差別に立つるなり。よきと神日本磐余彦命と
て後ぞ。人皇の御世と稱奉るなり。此の如く天上界より國を關基を建さむは。
天地と與窮なき。天皇の御位あるが故も。天つ日繼ともいひく。此全
世界中に冠する。世界惣本主の皇位と稱奉るあり。往歳尾張の國に人の
魯西亞の地を漂流せしに。日本に神の助る國より尊き國なりと魯西
亞人の言ふより記す。遠き異方の人すら。やあをを知らざるをいふを
我邦の人れ。その然る所以と辨さる。如何なるゆゑとや。わづけん。
いと不審き事とぞもなり。

